

堺市と第一生命保険株式会社との包括連携協定書

堺市（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上や地域活性化を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で次に掲げる分野について連携・協力する。

- (1) 健康・福祉に関すること
 - (2) SDGs の推進に関すること
 - (3) 市民サービスの向上に関すること
 - (4) 地域・暮らしの安全・安心に関すること
 - (5) 環境に関すること
 - (6) 産業振興に関すること
 - (7) 子どもの健全な育成、安全対策に関すること
 - (8) 教育に関すること
- 2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。
- 3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、保険業法に基づき乙の業務として行いうる範囲内で取り決めるものとする。なお、乙は、甲との協議により、取組の一部を、第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を実施させることができる。
- 4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。
- 5 甲及び乙は、協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。
ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲または乙のいずれからも書面による申

し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

- 2 甲または乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1ヵ月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

(協定の変更)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更し、または解除することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び業務に関して守秘義務を負う弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

- 2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年4月14日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市

堺市長 (自署)

乙 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

第一生命保険株式会社

堺支社長 (自署)